

I LIVE IN  
TSUKUBA  
MIRAI.

つくばみらい市  
スポーツ基本計画



つくばみらい市教育委員会  
2024年3月

# 目 次

第一章	計画策定の趣旨	
1	計画の趣旨	1
2	計画の位置づけ	1
3	計画の期間	2
4	計画策定に当たって	2
第二章	基本的な考え方	
1	基本目標	3
2	基本方針	3
3	基本方針1：生涯スポーツの推進	4
4	基本方針2：スポーツによる健康保持増進	7
5	基本方針3：スポーツ施設の充実	8
6	方針の整合性	14
第三章	施策の展開	
1	基本方針1：生涯スポーツの推進	20
2	基本方針2：スポーツによる健康保持増進	22
3	基本方針3：スポーツ施設の充実	24
第四章	推進体制	
1	各主体の役割	25
2	進行管理	26
参考資料		
1	法令、計画等	27
2	本市のスポーツ関連施設	34

# 第一章 計画策定の趣旨

## 1 計画の趣旨

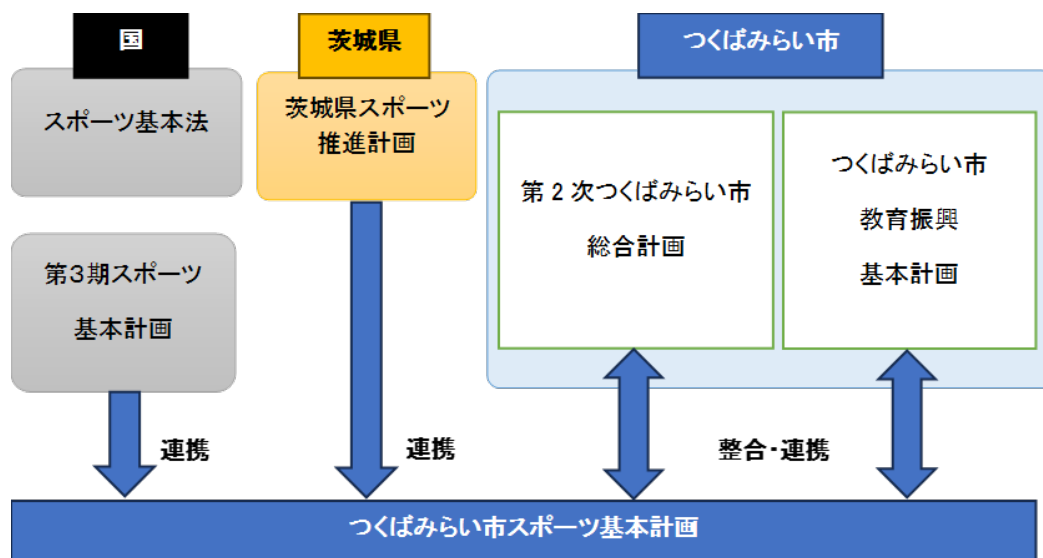
本市は、2018年3月に「第2次つくばみらい市総合計画（基本構想、前期基本計画）」を策定し、「しあわせと笑顔あふれるみどりがつなぐ“みらい”都市」を将来像に掲げ、まちづくりに取り組んできました。近年、高齢化の進展、地方分権改革に伴う権限の移譲、市民ニーズの多様化、頻発化・激甚化する自然災害への対応など、行政が取り組むべき課題は複雑化していることから、今後の時代の潮流や社会環境の変化、財政状況などを勘案し、前期基本計画に続くまちづくりの新たな指針として、「第2次つくばみらい市総合計画（後期基本計画）」が2023年3月に策定されました。

また教育基本法第17条第2項に規定される「地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画」に基づき、本市が目指すべき教育の理念、目標を明確にし、より質の高い教育の振興を図るため「つくばみらい市教育振興基本計画」が2017年3月に策定され、その中間見直しを経て「つくばみらい市教育振興基本計画（後期基本計画）」が2023年3月に策定されました。

本計画は、これらの基本計画内に示されたスポーツ振興の目指す姿を明確にし、市民の皆様にはスポーツ・レクリエーションの機会が提供され、健康で活力にあふれた市民生活を実現できることを目的として策定します。

## 2 計画の位置づけ

本計画は、第2次つくばみらい市総合計画（後期基本計画）の分野別計画の一つです。推進にあたっては、この総合計画と、つくばみらい市教育振興基本計画（後期基本計画）との整合性を踏まえるとともに、国／スポーツ庁が2022年3月に策定した第3期スポーツ基本計画並びに茨城県教育委員会が2015年3月に策定した茨城県スポーツ推進計画との連携にも配慮した計画とします。



### 3 計画の期間

本計画は、2024年度からの中長期的な計画とします。

### 4 計画策定に当たって

本計画の策定に当たり、市民アンケート調査の結果並びに一般市場レポートからのデータを参考としました。

#### ■ 市民アンケート

茨城県南西地域の7市（龍ケ崎市、常総市、牛久市、取手市、守谷市、坂東市、つくばみらい市）は、スポーツに対する多様なニーズや市単独では解決できない課題に対応するため「スポーツによる地方創生官民連携プラットフォーム」を2020年に設立しました。同プラットフォームは、2022年にスポーツの実施状況やニーズを把握し今後のスポーツを通じた地域活性化に向けた施策の検討につなげていくことを目的とした「推進計画策定アンケート調査」（以下「アンケート調査」という。）を実施しました。本基本計画においては、その中から本市の結果を抽出し参考にしました。市民のニーズの指標には、調査時に義務教育を終えている小学生・中学生以外の方々（以下「義務教育終了後の市民」という。）に着目し、年少人口をターゲットとした質問に関しては小学生・中学生の結果を用いました。

<アンケート調査概要>

- 実施日： 2022年1月11日～2月8日
- 対象者： 小学生： 小学5年生 240名  
中学生： 中学2年生 139名  
一般市民： 市内在住 16歳以上の 1000人を無作為抽出
- 調査方法： 郵送による配布・回収  
インターネットによる回答
- 回収状況： 小学校 — 224名（有効回答率 93.3%）  
中学校 — 127名（有効回答率 91.3%）  
一般市民 — 373名（有効回答率 37.3%）

#### ■ 一般市場調査レポート

- 2022 レジャー白書 余暇の現状と産業・市場の動向（(公財)日本生産性本部発行）
- 余暇・レジャー&観光 総合統計 2022（(株)三冬社発行）

### 1 基本目標

本市では、スポーツ振興を図る上での基本的な考え方は、第2次つくばみらい市総合計画（後期基本計画）の第2章・第2節「生涯学習・スポーツ」内の施策16「スポーツ・レクリエーション活動の充実」に定められ、その目指す姿を「様々なスポーツ・レクリエーションの機会が提供される、健康で活力にあふれた市民生活を実現するまちを目指します。」としています。

また、つくばみらい市教育振興基本計画（後期基本計画）には、第2章・基本目標第2節・基本方針3に「学校や地域におけるスポーツ活動の充実」が、並びに、基本目標第4節・基本方針4に「生涯スポーツの推進」が盛り込まれ、前者では「子どもの体力増進とスポーツ活動の充実」が具体的施策として掲げられ、後者では「すべての人が楽しめるスポーツのまちプロジェクト」が重点施策2に位置付けられ、「競技スポーツの経験の有無や年齢に係わりなく、誰もが気軽に体力づくりや健康づくりに取り組めるスポーツのまちを目指します。」と掲げられています。

以上を鑑み、本基本計画における基本目標（目指す将来像）として「すべての市民に様々なスポーツ・レクリエーションの機会が提供される。健康で活力にあふれた市民生活を実現するまちを目指します。」を掲げます。

### 2 基本方針

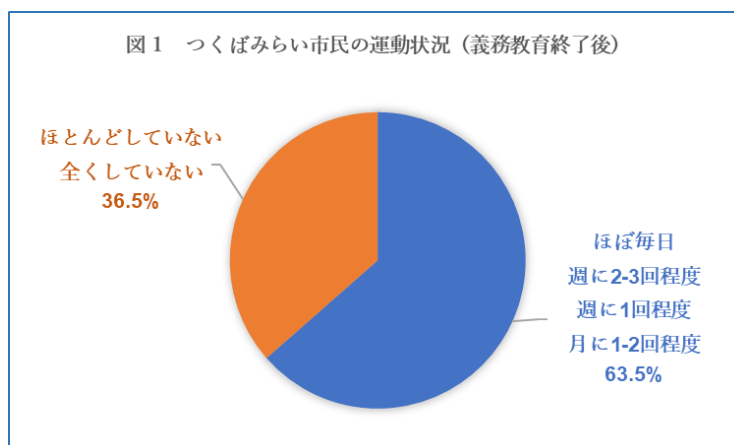
本計画で掲げる目指す将来像を実現するために、次の3つの基本方針を設定します。これらの基本方針は、これから取り組む施策の基本的な考え方を方向付けるものです。

### 3 基本方針1：生涯スポーツの推進

#### ■ 現状と課題

現状を把握するため、まず運動状況に着目しました。

運動をほとんど若しくは全くしていない方は義務教育終了後の市民の36.5%にのぼっていました（図1）。



その方々に対し、運動やスポーツ活動をしていない理由を尋ねたところ、「忙しくて時間がない」、「仕事や家事で疲れている」、「何かと面倒」といった時間的・身体的・心理的理由が上位を占めました。次いで「身近に適切な施設や場所がないから」というスポーツ環境／施設の問題が原因と推察される結果が9.8%にのぼりました（表1）。

表1 運動をほとんどしていない・全くしていない市民における運動をしない理由（義務教育終了後：複数回答可）

問 運動やスポーツ活動をしていないのは、どのような理由からですか。（あてはまるものすべてを選んでください）

カテゴリ	件数	割合
全体	136	
回答数合計	297	100.0
忙しくて時間がないから	57	19.2
仕事や家事で疲れているから	52	17.5
何かと面倒だから	40	13.5
<b>身近に適切な施設や場所がないから</b>	<b>29</b>	<b>9.8</b>
新型コロナウイルス感染症対策による日常生活の変化	25	8.4
適切な相手や仲間がないから	18	6.1
運動やスポーツが好きではないから	16	5.4
何をしてもよいかわからないから	14	4.7
健康上の理由から	13	4.4
費用がかかるから	11	3.7
適切な指導者がいないから	4	1.3
あまり効果がないと思うから	1	0.3
その他	11	3.7
無回答	6	2.0

加えて、どのような条件が整えば運動やスポーツ活動をすると思うかを尋ねると、「身近な場所にスポーツ施設があれば」を筆頭に、「運動やスポーツ活動をやりたい時間に施設が開放されていれば」など、スポーツ環境／施設に関連する回答がトップ5を占め、これらに「子どもを預かってくれる施設や制度があれば」を加えると、スポーツ環境／施設に起因する回答が過半数であることがわかりました。また「家族全員で楽しめるスポーツ活動の場があれば」、「身近に気軽に参加できるスポーツ・イベントがあれば」といったイベントに期待を寄せる回答もありました（表2）。

表2 運動をほとんどしていない・全くしていない市民における運動をするための条件  
(義務教育終了後：複数回答可)

問 どのような条件が整えば、運動やスポーツ活動をすると思いますか。(あてはまるものすべて選んでください)		
カテゴリ	件数	割合
全 体	136	
回答数合計	324	100.0
身近な場所にスポーツ施設があれば	49	15.1
運動やスポーツ活動をやりたい時間に施設が開放されていれば	38	11.7
自分のやりたい運動やスポーツ活動ができるための設備が整ってあれば	34	10.5
身近に気軽に参加できるスポーツクラブがあれば	23	7.1
家族全員で楽しめるスポーツ活動の場があれば	21	6.5
身近な場所にスポーツ教室や講座があれば	20	6.2
身近に気軽に参加できるスポーツ・イベントがあれば	18	5.6
気軽楽しめる地域のスポーツ情報提供があれば	17	5.2
気軽にスポーツ活動の場に誘ってくれる仲間や地域の人がいれば	15	4.6
子どもを預かってくれる施設や制度があれば	14	4.3
気軽にスポーツを楽しませてくれる指導員がいれば	13	4.0
家族の理解があれば	11	3.4
スポーツ用具を気軽に貸し出してくれるところがあれば	10	3.1
スポーツ活動ができる職場の体制ができていれば	7	2.2
その他	18	5.6
どんな条件がそろっても運動やスポーツ活動はしない	11	3.4
無回答	5	1.5

スポーツを通じて幸福で豊かな生活を実現することは、すべての人々に保障されるべき権利の一つであり、各人の自発性のもと、日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、スポーツを支え、スポーツを育てる活動に参画する機会が確保されなければなりません。こうした観点から、スポーツを実際に「する人」だけではなく、トップレベルの競技大会やプロスポーツの観戦など、スポーツを「観る人」、そして指導者やスポーツボランティアといったスポーツを「支える（育てる）人」に着目し、人々が生涯にわたってスポーツに親しむことができる環境をハード（施設等）、ソフト（プログラム・指導者等）の両面から整備する必要があります。

本市が 2006 年に誕生以来、市民には卓球、バドミントン、ゲートボール、野球などの様々な市民大会に参加する機会があります。また 2012 年には本市の総合型地域スポーツクラブである「スポーツクラブみらい」が発足し、多くのスポーツ教室が開催されています。しかしアンケート調査の結果から、それらに対する参加者が限定されていることが示唆されます。

本市が主催しているスポーツイベントには、現在「みらいマラソン」「MIRAI いきいきスポーツ DAY」等がありますが、年間のイベント頻度は高くありません。スポーツイベントは、「する」「見る」「支える」市民を増やす原動力になりますが、ブースを出すなどにより市内の各種店舗の振興機会を創出することもできることから、スポーツに対する多様な機会の創出を増やす必要があるでしょう。



みらいマラソンの様子

年少人口に着目すると、人口が増加しているみらい平地区においては運動部に所属する生徒の増加が予想されます。一方、年少人口が減少傾向にあるみらい平地区以外の学校では、部員不足が生じることが予想されます。部活動は、教科学習とは異なる集団での活動を通じた人間形成の機会や、多様な生徒が活躍できる好ましい場です。これまで部活動は教師による献身的な勤務の下で成り立ってきましたが、指導経験のない教師にとっては多大な負担であるとともに、生徒にとっては望ましい指導を受けられない場合も生じます。また過疎地においては他校との合同部活動などの取り組みも必要になります。これらは全国的な問題でもあることから、本市でもスポーツ庁の取り組みに整合性を持たせながら、地区ごとの特色に合わせ、放課後のクラブ活動支援を行っていかねばなりません。さらには、年少者においては運動部・スポーツ活動を通じ、優秀な選手が輩出されることや、優れた指導者のニーズの高まりも予想されることから、選手・指導者育成を行う必要もあります。

## ■ 施策内容

以上の現状と課題を踏まえ、生涯スポーツの推進のために、以下の3施策について進めることとします。

- スポーツへの多様な機会の創出
- 放課後クラブ活動支援
- 選手・指導者育成

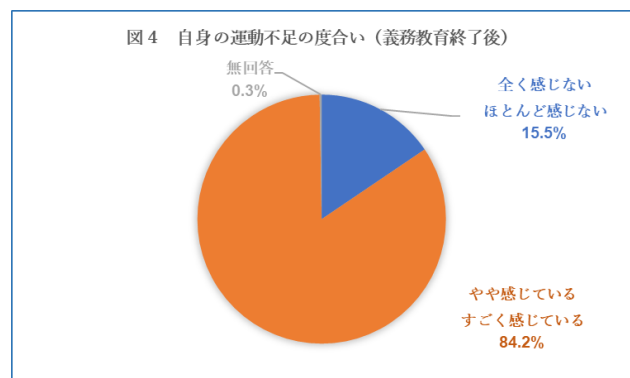
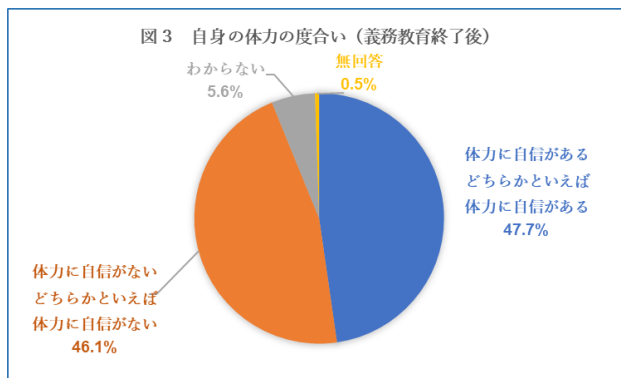
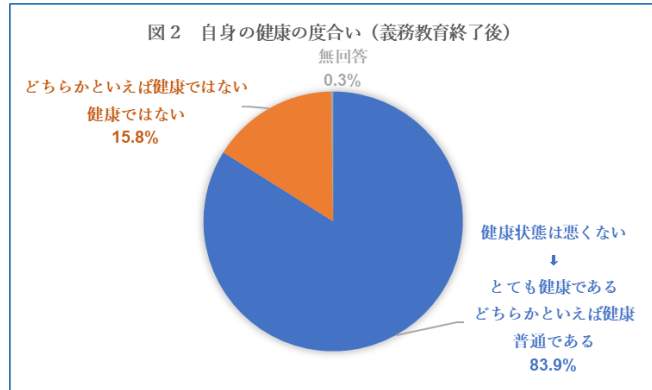


## 4 基本方針2：スポーツによる健康保持増進

### ■ 現状と課題

健康や体力に対する意識に関し、アンケート調査により義務教育終了後の市民に自身の健康の度合いを尋ねたところ、8割強の市民が健康状態は悪くないと回答していました（図2）。

しかしながら自身の体力の有無に対する結果は自信がある方とない方の割合がほぼ同じとなり（図3）、運動不足を感じている方は84.1%にのぼります（図4）。



即ち、市民の多くは健康であると認識しているものの、運動の必要性を感じている方がほとんどと言えます。このような中、前述のように運動を行っている方は63.5%にとどまり（図1）、運動をしていない方のスポーツ環境／施設に起因した主な理由は「身近に適切な施設や場所がない」こと（表1）でした。

以上より、市民が健康の保持増進を行う上では、適切なスポーツ環境を提供することが課題であると言えます。

### ■ 施策内容

以上の現状と課題を踏まえ、また健康保持増進には子どもの頃からの運動習慣が重要であることから幅広い市民をターゲットにできるよう、基本方針1と合わせ、スポーツ環境を整えることにより以下の通り市民の健康保持増進を推進することとします。

- 生涯スポーツの推進
- 年少人口におけるスポーツ活動の推進
- 高齢者の健康づくりの推進
- 障がい者スポーツの推進

## 5 基本方針3：スポーツ施設の充実

### ■ 現状と課題

#### ① 施設の老朽化

本市の公共スポーツ施設には以下が挙げられますが、近年整備された施設は総合運動公園内の多目的広場野球場、多目的広場サッカー場、多目的広場ターゲットバードゴルフ場のみで、多くの施設は2006年の合併以前にできたものであり、建築から40年以上の老朽化した施設も少なくありません。

- 総合運動公園 体育館（1981年完成）  
野球場（1981年完成）  
テニスコート（1984年完成）  
ゲートボール場（1985年完成）  
多目的広場野球場（2020年完成）  
多目的広場サッカー場（2020年完成）  
多目的広場ターゲットバードゴルフ場（2018年完成）  
青少年研修道場（2022年完成）
- 城山運動公園野球場（1981年完成）
- 古川テニスコート（1980年完成）
- 絹の台桜公園テニスコート（1989年完成）
- きらくやまふれあいの丘テニスコート（1994年完成）
- 谷和原武道館（1979年完成）

#### ② 市民のニーズ（義務教育終了後の市民について）

アンケート調査より、義務教育終了後の市民の中で、市内の公共スポーツ施設を利用したことがある方は33.5%、ない方は62.7%でした（表3）。

表3 公共スポーツ施設利用状況（義務教育終了後）

問 運動やスポーツ活動で、市内の公共スポーツ施設を利用したことがありますか。（〇は1つだけ）

カテゴリ	件数	割合
全体	373	100.0
利用したことがある	125	33.5
利用したことがない	234	62.7
無回答	14	3.8

2022年10月の住民基本台帳人口は52,929人でしたので、計算上の利用者は17,731人(52,929人×33.5%)となります。本市の2022年度の公共スポーツ施設の利用者数は延べ102,109人でした。これらのデータより、市内の公共スポーツ施設の利用率は33.5%と低く、かつ利用者も年間約6回(102,109÷17,731=5.8)、即ち2か月に1回程度しか利用していないことが明らかになりました。

市内の公共スポーツ施設を利用したことがない方々に対し利用しない理由を尋ねたところ、「利用したい施設・設備がない」(12.8%)の施設に起因する理由が「一緒にする人がいない」(14.0%)に次いで多くなっていました(表4)。

表4 公共スポーツ施設を利用しない理由(義務教育終了後)(複数回答可)

問 市内の公共スポーツ施設を利用しない理由は何ですか。(あてはまるものすべて選んでください)

カテゴリ	件数	割合
全体	234	
回答数合計	343	100.0
一緒にする人がいない	48	14.0
<b>利用したい施設・設備がない</b>	<b>44</b>	<b>12.8</b>
利用時間(時間帯)が限られている	44	12.8
申込みや手続きが面倒	36	10.5
施設までの交通の便が悪い	26	7.6
指導者がいない	9	2.6
団体でないと利用できない施設がある	2	0.6
使用料が高い	2	0.6
特になし	74	21.6
スポーツに関心がない	25	7.3
その他	27	7.9
無回答	6	1.7

運動を実施している方々の活動内容は最多がウォーキング、次いで体操、自転車、ジョギングと続き、自宅や近隣の公園で簡単にできるものが多くなっています(表5)。

表5 実施している運動やスポーツ活動(義務教育終了後)

問 具体的にどのような運動やスポーツ活動をしていますか。(あてはまるものすべて選んでください)

カテゴリ	件数	割合
全体	237	
回答数合計	377	100.0
ウォーキング	128	34.0
体操	44	11.7
自転車(サイクリング含む)	29	7.7
ジョギング(マラソン含む)	25	6.6
ゴルフ	25	6.6
テニス	8	2.1
バレーボール	4	1.1
野球	3	0.8
卓球	3	0.8
水泳	3	0.8
ラグビー	3	0.8
フォークダンス	3	0.8
バドミントン	3	0.8
バスケットボール	3	0.8
グラウンドゴルフ	3	0.8
舞踊	2	0.5
柔道	2	0.5
剣道	1	0.3
空手道	1	0.3
ソフトボール	1	0.3
サッカー	1	0.3
ゲートボール	1	0.3
その他	67	17.8
無回答	14	3.7

一方、運動をしていない方を含め、どのようなスポーツがあれば活動に参加したいかを尋ねたところ、最多はウォーキングの 22.2%でしたが、次に多かったのは水泳の 12.5%でした（表6）。

表6 参加したいと考えるスポーツ活動（義務教育終了後）

問 総合型地域スポーツクラブでは、様々な種目の活動が行われていますが、どのような種目があれば参加したいと思いますか。（あてはまるものすべて選んでください）

カテゴリ	件数	割合
全 体	373	
回答数合計	554	100.0
ウォーキング	123	22.2
水泳	69	12.5
ゴルフ	45	8.1
卓球	35	6.3
テニス	31	5.6
ジョギング	25	4.5
バレーボール	19	3.4
グラウンドゴルフ	18	3.2
バスケットボール	18	3.2
サッカー	14	2.5
フットサル	12	2.2
ラグビー	6	1.1
陸上競技	5	0.9
新体操	4	0.7
ゲートボール	2	0.4
その他	60	10.8
無回答	68	12.3

本市のスポーツ施設は、現在いずれも陸上での活動を対象とした施設となっており、水泳ができる施設はありません。屋内型温水プールを有する施設で本市から最も近いのは守谷市にある常総運動公園になりますが、それでも本市中心部から約 10km 離れており、日常的に利用するのは簡単とは言えないでしょう。

表5の中で水泳を実施されている方が3名おられますが、表6で水泳があれば参加したい方は69名おられ、ここに大きなギャップがあります。公立小中学校のプールを一般開放している地方自治体もありますが、本市においては屋外プールであるため期間が限定されることもあり一般開放はしておらず、また民間のスイミングスクールもありません。水中活動、例えば水中ウォーキングは、浮力により腰や膝などの関節への負担が少ないため、体力が低下している人や高齢者、普段運動習慣のない人でも無理なく行うことができ、筋力・心肺機能の強化や、生活習慣病の予防・改善に役立つとされています（厚生労働省より）。

茨城県44市町村のうち32の市に着目しても、令和5年度竣工を目指して整備中の稲敷市を除き、現在公共プールがないのはつくばみらい市のみです。政令指定都市を有さない近隣県を見ると、栃木県には14市の全てに、群馬県にはみどり市以外の11市全てに公共プールがあります。

日本全体の傾向について「2022 レジャー白書 余暇の現状と産業・市場の動向」((公財)日本生産性本部) から、水泳への活動参加率は全体では中位にあるものの性別・年齢層を問わず平均的に参加人口の高いスポーツ活動と言えます。また「余暇・レジャー&観光総合統計 2022」(株三冬社) から、水泳は今後行ってみたい運動・スポーツの種目の上位にあり、かつ性別・年齢層に偏りが少ないことがわかります。

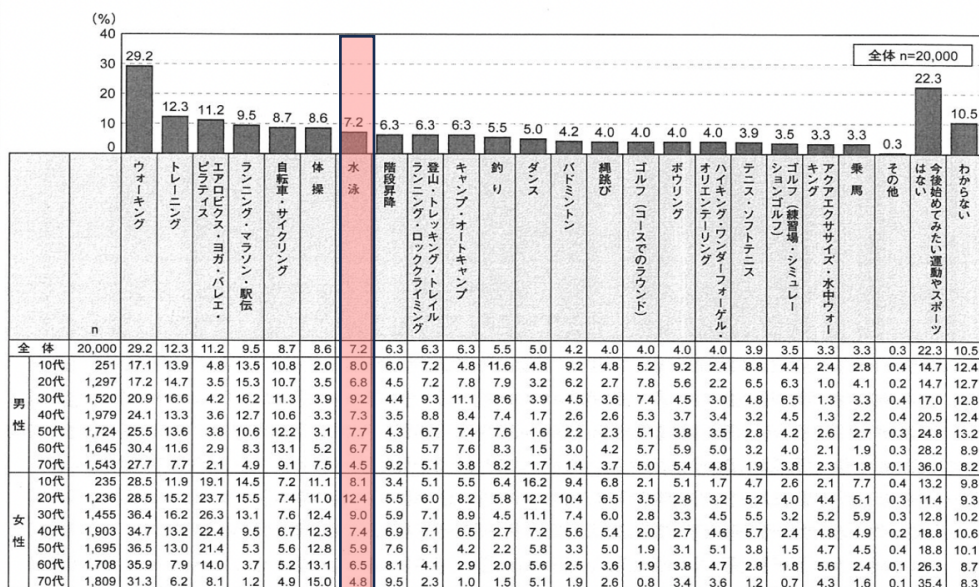
図表1-26 参加人口の性・年代別構成比 (2021年)

(イ)スポーツ部門	参加人口 (万人)	男性														女性															
		男性計	10代							20代							女性計	10代							20代						
			10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代															
1 ジョギング、マラソン	1,820	65.4	8.1	10.1	12.3	11.6	8.9	5.4	8.9	34.6	5.9	7.3	4.4	5.9	5.6	2.4	3.2														
2 体操(器具を使わないもの)	2,190	34.4	2.0	3.2	3.5	4.8	5.9	5.3	9.7	65.6	4.9	5.5	6.9	8.0	10.0	11.2	19.2														
3 トレーニング	1,610	56.9	6.3	7.1	10.0	10.2	10.9	6.1	6.3	43.1	6.5	8.4	5.9	4.8	5.9	5.6	5.9														
4 エアロビクス、ジャズダンス	270	15.1	0.0	3.5	7.0	0.0	0.0	3.5	1.2	84.9	5.8	9.3	10.5	8.1	16.3	16.3	18.6														
5 卓球	540	47.4	13.7	9.1	4.0	4.6	8.0	2.3	5.7	52.6	18.3	7.4	2.3	5.7	4.0	4.6	10.3														
6 バドミントン	600	41.0	14.4	7.7	5.6	4.1	3.6	2.1	3.6	59.0	16.9	11.8	7.2	10.8	5.1	4.1	3.1														
7 キャッチボール、野球	480	76.6	10.1	15.2	19.0	13.3	10.8	3.2	5.1	23.4	7.0	5.1	3.2	5.7	2.5	0.0	0.0														
8 ソフトボール	130	53.5	11.6	2.3	11.6	2.3	11.6	2.3	11.6	46.5	25.6	9.3	4.7	4.7	2.3	0.0	0.0														
9 サイクリング、サイクルスポーツ	690	65.8	6.7	8.4	8.0	12.0	12.4	8.9	9.3	34.2	2.7	1.3	5.8	6.7	7.6	5.3	4.9														
10 アイススケート	90	53.6	3.6	3.6	10.7	3.6	14.3	7.1	10.7	46.4	10.7	3.6	7.1	14.3	3.6	7.1	0.0														
11 ボウリング	450	64.2	11.5	14.9	8.1	6.1	6.8	4.1	12.8	35.8	4.7	9.5	6.1	6.1	2.0	2.7	4.7														
12 サッカー	360	75.6	25.2	16.8	11.8	8.4	6.7	1.7	5.0	24.4	8.4	6.7	4.2	4.2	0.0	0.8	0.0														
13 バレーボール	350	47.0	24.3	9.6	2.6	1.7	7.0	0.9	0.9	53.0	26.1	13.9	4.3	4.3	2.6	1.7	0.0														
14 バスケボール	290	56.5	23.9	15.2	7.6	4.3	3.3	1.1	1.1	43.5	23.9	8.7	6.5	2.2	0.0	2.2	0.0														
15 水泳(プールでの)	520	52.1	7.1	6.5	2.4	8.3	8.3	9.5	10.1	47.9	8.3	1.8	4.1	5.3	10.1	5.3	13.0														
16 柔道、剣道、空手などの武道	130	70.7	22.0	12.2	4.9	9.8	17.1	4.9	0.0	29.3	9.8	4.9	4.9	4.9	2.4	2.4	0.0														
17 ゲートボール	10	33.3	0.0	0.0	33.3	0.0	0.0	0.0	0.0	66.7	0.0	0.0	33.3	0.0	0.0	0.0	33.3														
18 ゴルフ(コース)	560	80.4	1.6	3.3	8.2	8.7	17.4	17.9	23.4	19.6	0.5	3.3	1.6	2.7	3.3	3.8	4.3														
19 ゴルフ(練習場)	570	77.3	1.6	3.2	9.2	8.6	15.1	16.8	22.7	22.7	0.5	2.7	3.2	4.3	3.8	3.8	4.3														
20 テニス	340	56.4	12.7	10.0	5.5	6.4	10.0	1.8	10.0	43.6	9.1	6.4	3.6	6.4	8.2	5.5	4.5														
21 乗馬	40	50.0	8.3	16.7	16.7	0.0	0.0	0.0	8.3	50.0	0.0	0.0	16.7	0.0	0.0	25.0	8.3														
22 スキー	200	64.6	10.8	6.2	3.1	9.2	12.3	3.1	20.0	35.4	3.1	7.7	6.2	4.6	7.7	4.6	1.5														
23 スノーボード	80	70.4	7.4	22.2	14.8	18.5	3.7	3.7	0.0	29.6	11.1	11.1	3.7	3.7	0.0	0.0	0.0														
24 釣り	560	76.6	7.1	6.0	11.4	13.6	15.2	10.3	13.0	23.4	1.1	2.7	5.4	7.1	2.2	2.2	2.7														
25 スキンダイビング、スキューバダイビング	70	63.6	13.6	13.6	9.1	0.0	13.6	4.5	9.1	36.4	0.0	9.1	4.5	9.1	4.5	9.1	0.0														
26 サーフィン、ウインドサーフィン	40	57.1	0.0	14.3	21.4	7.1	14.3	0.0	0.0	42.9	0.0	7.1	7.1	7.1	14.3	7.1	0.0														
27 ヨット、モーターボート	30	70.0	10.0	20.0	10.0	10.0	20.0	0.0	0.0	30.0	0.0	0.0	10.0	10.0	0.0	10.0	0.0														
28 ハンダグライダー、パラグライダーなど	20	20.0	0.0	0.0	20.0	0.0	0.0	0.0	0.0	80.0	0.0	0.0	40.0	20.0	20.0	0.0	0.0														

(注1) 性・年代別の参加率に性・年代別の人口を掛け合わせた数値をもとに参加人口の性・年代別の割合を推計した。単位未満は四捨五入してあるため内訳の計が100%にならない場合がある。

「2022 レジャー白書 余暇の現状と産業・市場の動向」((公財)日本生産性本部) より

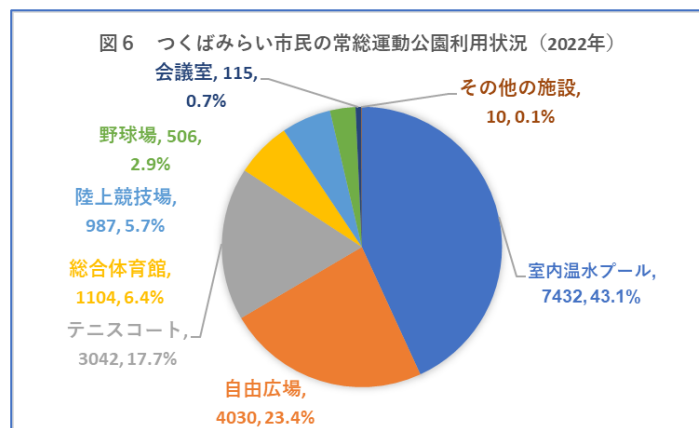
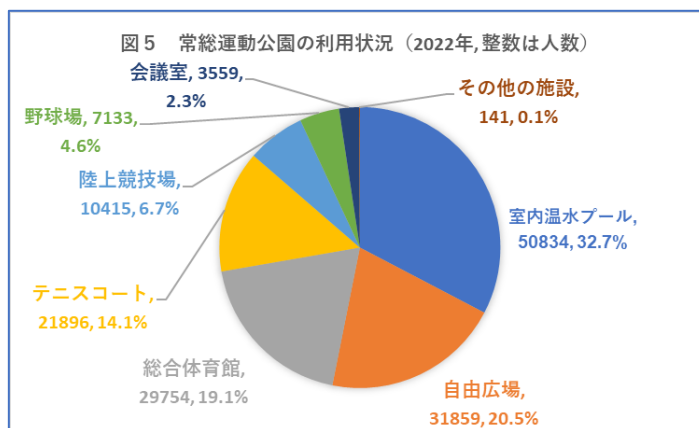
図表 2-15-8 今後行ってみたい運動・スポーツの種目 (上位20位) (複数回答可)



「余暇・レジャー&観光 総合統計 2022」(株三冬社発行) より

常総運動公園では、野球場、テニスコート、自由広場、総合体育館、室内温水プール、会議室、陸上競技場、その他の施設の利用者から成る 2022 年度の年間合計利用者数は述べ 155,591 人でした。その中で室内温水プールの利用者数は最多の、延べ 50,834 人でした（図 5）。

つくばみらい市民による常総運動公園の全施設利用者数は延べ 17,226 人で、うち室内温水プールの利用者は延べ 7,432 人の 43.1%で、この結果からもニーズの高さが窺えます（図 6）。



本市において「どのような条件が整えば運動やスポーツ活動をすると思うか」の質問に対する筆頭の回答が「身近な場所にスポーツ施設があれば」（表 2）であったことも併せ、利用者のニーズと市の公共施設は、ややミスマッチの状態にあり、市民のニーズに合った施設を提供することが課題と言えます。

### ③ 市民のニーズ（年少人口について）

特にみらい平地区で増加傾向のある年少者に対し、どのようなスポーツイベント・教室に参加したいかを尋ねたところ、小・中学生とも景品・賞品がもらえるものを除き「やったことがないスポーツが体験できるイベント」が最多でした（表 7・表 8）。

表 7 本市の小学生が参加したいと考えるスポーツイベント

問 どのようなスポーツイベント・教室があれば参加したいですか。(○は1つだけ)その他の場合には( )の中に具体的に書いてください。

カテゴリ	件数	割合
全体	224	100.0
景品・賞品がもらえるイベント	40	17.9
<b>やったことがないスポーツが体験できるイベント</b>	34	15.2
プロスポーツ選手から指導を受けられるイベント	31	13.8
苦手な運動を教えてくれる教室(走るのが速くなるコツ、跳び箱のコツなど)	28	12.5
一度に色々なスポーツが体験できるイベント	24	10.7
保護者と参加できるイベント	21	9.4
誰でも楽しめるニュースポーツのイベント	15	6.7
学校行事に向けた教室(マラソン大会や運動会などに向けての教室)	8	3.6
その他	5	2.2
無回答	18	8.0

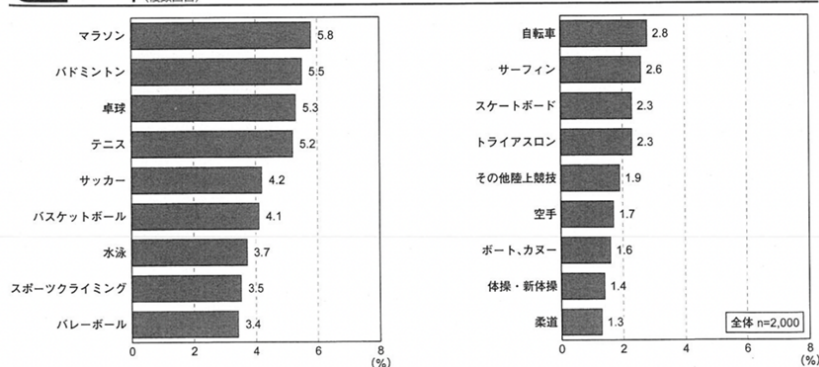
表8 本市の中学生が参加したいと考えるスポーツイベント

間 どのようなスポーツイベント・教室があれば参加したいですか。(〇は1つだけ)その他の場合には( )の中に具体的に書いてください。

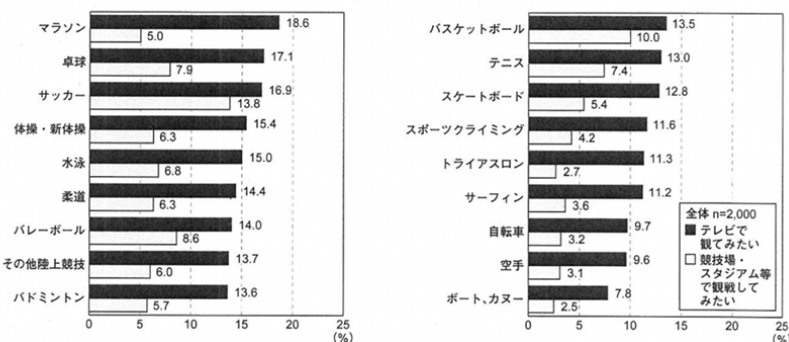
カテゴリ	件数	割合
全 体	127	100.0
景品・賞品がもらえるイベント	24	18.9
<b>やったことがないスポーツが体験できるイベント</b>	23	18.1
プロスポーツ選手から指導を受けられるイベント	21	16.5
一度に色々なスポーツが体験できるイベント	16	12.6
誰でも楽しめるニュースポーツのイベント	14	11.0
苦手な運動を教えてくれる教室(走るのが速くなるコツ、跳び箱のコツなど)	9	7.1
保護者と参加できるイベント	2	1.6
学校行事に備えた教室(マラソン大会や運動会などに向けての教室)	1	0.8
その他	3	2.4
無回答	14	11.0

「余暇・レジャー&観光 総合統計 2022」において、「オリンピック・パラリンピックをきっかけにやってみたい、体験してみたいスポーツ」「オリンピック・パラリンピックをきっかけに観てみたいスポーツ」の設問に対し、従来からの競技以外ではアーバンスポーツであるスケートボードがランクに入っていました。スケートボードは東京2020大会からの新競技ですが、パリ2024大会、ロサンゼルス2028大会での実施も確定していることから、今後も人気が続くと予想されます。

図表 2-1-9 | オリンピック/パラリンピックをきっかけにやってみたい、体験してみたいスポーツ (複数回答)



図表 2-1-10 | オリンピック/パラリンピックをきっかけに観てみたいスポーツ (複数回答)



「余暇・レジャー&観光 総合統計 2022」(株三冬社発行)より

## ■ 施策内容

現状と課題を踏まえ、基本方針1及び基本方針2の達成が期待でき、かつ市民のニーズに合ったスポーツ施設として、屋内型温水プールを含めた新しいスポーツが体験できる施設の整備を検討することとします。

## 6 方針の整合性

本計画の基本方針は、以下の各項目と整合性があります。

- 市民の意見
  - ✓ アンケート調査において、義務教育終了後の市民が必要と考える市のスポーツ振興の施策（表9）から上位8つの結果に注目
    - 基本方針1（生涯スポーツの推進）：「年齢にあったスポーツの開発・普及を進める」、「スポーツ行事・大会・教室等の充実」、「市民が参加できる各種スポーツ大会の開催」、「プロスポーツや全国レベルの大会の開催を誘致する」、「スポーツを通じた地域の活性化（スポーツツーリズムの推進）」の各項目。
    - 基本方針2（スポーツによる健康保持増進）：「だれもが気軽にできるスポーツ施設を整備する」、「年齢にあったスポーツの開発・普及を進める」、「スポーツ行事・大会・教室等の充実」、「市民が参加できる各種スポーツ大会の開催」、「学校体育施設の開放を進める」、「障がい者スポーツのための施設を整備する」、「スポーツを通じた地域の活性化（スポーツツーリズムの推進）」の各項目。
    - 基本方針3（スポーツ施設の充実）：「だれもが気軽にできるスポーツ施設を整備する」、「プロスポーツや全国レベルの大会の開催を誘致する」、「学校体育施設の開放を進める」、「障がい者スポーツのための施設を整備する」の各項目。



- つくばみらい市：第2次つくばみらい市総合計画（後期基本計画）
  - ✓ 第2章「市民が豊かな暮らしが描ける場を創る」第2節「生涯学習・スポーツ」
    - 施策16「スポーツ・レクリエーション活動の充実」
      - ▶ 基本方針1：「スポーツに親しむ機会の提供」、「総合型地域スポーツクラブ事業の推進」、「スポーツ関係団体の育成」の各項目。
      - ▶ 基本方針2：「総合型地域スポーツクラブ事業の推進」、「スポーツ関係団体の育成」の各項目。
      - ▶ 基本方針3：「施設の長寿命化及び整備」。

基本目標(章)	政策(節)	施策
2 市民が豊かな暮らしが描ける場を創る	1 子育て・教育	12 子育て支援の充実
		13 学校教育の充実
		14 青少年健全育成の推進
	2 生涯学習・スポーツ	15 歴史・文化の保護と生涯学習の推進
		16 スポーツ・レクリエーション活動の充実
	3 健康・医療・福祉	17 健康づくりの推進
		18 地域福祉と社会保障の充実
		19 高齢者福祉の充実
		20 障がい者福祉の充実

第2次つくばみらい市総合計画（後期基本計画）第2章各項目

- つくばみらい市教育振興基本計画（後期基本計画）
  - ✓ 第2章「基本理念」基本目標第2節「たくましく生きる強い心と体を育てる」
    - 基本方針3「学校や地域におけるスポーツ活動の充実」
      - 基本方針1、2、3のいずれとも整合性がとれています。
  - ✓ 第2章「基本理念」基本目標第4節「生涯を通じ、いきいきと活躍する学びを創る」重点政策2「すべての人が楽しめるスポーツのまちプロジェクト」
    - 基本方針1、2、3のいずれとも整合性がとれています。

## 施策の体系

基本目標	基本方針	具体的施策
<b>1</b> 自分の可能性に挑戦する学力を育てる	1. 幼児教育の充実	➢ ①質の高い幼児教育の提供/②幼児教育・保育の充実と小学校教育との連携及び接続の強化
	2. 長期的な視点にたった教育の推進	➢ ①小中一貫教育の推進
	3. 確かな学力の定着	➢ ①基礎的・基本的学習内容の着実な定着/②児童生徒一人一人の学力・個人差に合わせた教育の推進/③情報活用能力を育てる教育の充実
	4. 時代に対応した教育の推進	➢ ①多様なコミュニケーション機会の創出/②キャリア教育、職業教育の充実/③グローバル化に対応した国際理解教育の充実
	5. 学力向上策としての質の高い学習の実現	➢ ①教員の資質・能力の向上と家庭学習の支援・充実/②すべての子どもへの学習機会の確保/③理数教育の充実
	6. 共に暮らし、支え合う共生社会の形成	➢ ①共に学ぶ仕組みづくり/②特別支援教育の充実
<b>2</b> たくましく生きる強い心と体を育てる	1. 子どもの豊かな心を育む教育の推進	➢ ①-1 いじめ・暴力行為等の未然防止及び問題への取組/①-2 不登校への対応/②-1 社会を生き抜く力の育成（道徳教育・人権教育）/②-2 男女共同参画の視点に立った教育の推進/②-3 子どもの読書活動の促進/②-4 自然や歴史を学ぶ郷土教育・体験学習の充実
	2. 子どもの心身の健康の保持増進	➢ ①保健・体育の充実/②-1 安全・安心でおいしい給食の提供/②-2 給食を通じた食育の推進
	3. 学校や地域におけるスポーツ活動の充実	➢ ①子どもの体力増進とスポーツ活動の充実
<b>3</b> 新しい時代の教育を支える環境を創る	1. 安全・安心な学校施設づくり	➢ ①学校施設・設備の充実/②快適な教育環境づくり
	2. 子どもの安全・安心の確保	➢ ①登下校時の見守り対策及び交通安全対策の充実・強化/②防災・防犯対策の充実・強化
	3. 学校の適正配置の推進	➢ ①-1 小中学校の適正配置の推進及び通学区域の検討/①-2 新設中学校の建設
	4. 教職員の働き方改革	➢ ①働き方改革の推進
	5. 家庭と地域の教育力の向上	➢ ①-1 家庭の教育力の向上/①-2 地域の教育力の向上（地域コミュニティの協働による家庭教育支援）/①-3 放課後の居場所づくり
	6. 地域とともにある学校づくりの推進	➢ ①-1 地域との交流や人材の有効活用/①-2 学校・地域・家庭の連携/②コミュニティ・スクールの検討
<b>4</b> 生涯を通じ、いきいきと活躍する学びを創る	1. 生涯学習環境の構築	➢ ①生涯学習への市民参加の促進/②生涯学習活動の促進
	2. 質の高い学習機会の充実	➢ ①市民のニーズや市民に役に立つ質の高い講座・教室の充実/②-1 地域人材を活用した生涯学習の推進/②-2 国際交流の推進/③-1 図書館事業の充実/③-2 公民館事業の充実
	3. 生涯学習施設の整備・充実	➢ ①施設の整備と設備の適切な維持管理/②生涯学習施設の利便性の向上
	4. 生涯スポーツの推進	➢ ①-1 市民のスポーツ活動・競技スポーツの支援/①-2 市民のスポーツ活動の促進と指導者の育成/②市民の体力づくり・健康づくりの促進
	5. 地域の文化や伝統の次世代への継承	➢ ①-1 地域の歴史・文化資源の活用/①-2 文化財の保存と活用/①-3 文化・芸術の振興と地域における文化活動の支援
	6. 青少年の健全育成への取組	➢ ①青少年健全育成活動の支援

つくばみらい市教育振興基本計画（後期基本計画）の施策体系

- 茨城県：茨城県スポーツ推進計画
  - 基本方針1：「学校における子供の体育・スポーツの充実」、「ライフステージに応じた県民の運動やスポーツ活動の推進」、「国内外で活躍する本県選手の育成と強化」の各項目。
  - 基本方針2：「ライフステージに応じた県民の運動やスポーツ活動の推進」、「国内外で活躍する本県選手の育成と強化」の各項目。
  - 基本方針3：「学校における子供の体育・スポーツの充実」、「スポーツ環境の整備と充実」の各項目。

① 学校における子供の体育・スポーツの充実

子供が十分に体を動かす機会を拡大し、運動やスポーツの楽しさや喜びを味わい、意義や価値を実感することのできる運動好きな子供の育成を図ります。

② ライフステージに応じた県民の運動やスポーツ活動の推進

幼児から高齢者まで、ライフステージに応じた多様な運動やスポーツ活動の機会の創出を図ります。

③ 国内外で活躍する本県選手の育成と強化

国民体育大会並びに全国障害者スポーツ大会の開催を契機とした、県民に夢と感動を与えるトップアスリートの育成と強化を図ります。

④ スポーツ環境の整備と充実

全ての県民が「いつでも、どこでも、いつまでも」スポーツに親しむことができる環境の整備と充実を図ります。

茨城県スポーツ推進計画の基本方針（茨城県教育委員会）

- スポーツ庁
  - ✓ 第3期スポーツ基本計画の新たな「3つの視点」
    - ▶ 基本方針1：「つくる／はぐくむ」、「あつまり、ともに、つながる」の各項目。
    - ▶ 基本方針2：「あつまり、ともに、つながる」、「誰もがアクセスできる」の各項目。
    - ▶ 基本方針3：「つくる／はぐくむ」、「誰もがアクセスできる」の各項目。
  - ✓ 第3期スポーツ基本計画の「総合的かつ計画的に取り組む12の施策」
    - ▶ 基本方針1：「多様な主体におけるスポーツの機会創出」、「国際競技力の向上」、「スポーツの国際交流・協力」、「スポーツによる地方創生・まちづくり」、「スポーツを通じた共生社会の実現」、「スポーツの推進に不可欠なハード、ソフト、人材」の各項目。
    - ▶ 基本方針2：「多様な主体におけるスポーツの機会創出」、「国際競技力の向上」、「スポーツの国際交流・協力」、「スポーツによる健康増進」、「スポーツを通じた共生社会の実現」、「担い手となるスポーツ団体のガバナンス改革・経営力強化」、「スポーツを実施する者の安全・安心の確保」、「スポーツ・インテグリティの確保」の各項目。
    - ▶ 基本方針3：「スポーツ界におけるDXの推進」、「スポーツの成長産業化」、「スポーツによる地方創生、まちづくり」、「スポーツの推進に不可欠なハード、ソフト、人材」、「スポーツを実施する者の安全・安心の確保」の各項目。

スポーツの価値を高めるためのスポーツ庁第三期スポーツ基本計画の  
新たな「3つの視点」を支える施策

### スポーツを「つくる／はぐくむ」

社会の変化や状況に応じて、既存の仕組みにとらわれずに柔軟に見直し、最適な手法・ルールを考えて作り出す。

- ◆ 柔軟・適切な手法や仕組みの導入等を通じた、多様な主体が参加できるスポーツの機会創出
- ◆ スポーツに取り組む者の自主性・自律性を促す指導ができる質の高いスポーツ指導者の育成
- ◆ デジタル技術を活用した新たなスポーツ機会や、新たなビジネスモデルの創出などDXを推進

### スポーツで「あつまり、ともに、つながる」

様々な立場・背景・特性を有した人・組織があつまり、ともに課題に対応し、つながりを感じてスポーツを行う。

- ◆ 施設・設備整備、プログラム提供、啓発活動により誰もが一緒にスポーツの価値を享受できる、スポーツを通じた共生社会の実現
- ◆ スポーツ団体のガバナンス・経営力強化、関係団体等の連携・協力による我が国のスポーツ体制の強化
- ◆ スポーツ分野の国際協力や魅力の発信

### スポーツに「誰もがアクセスできる」

性別や年齢、障害、経済・地域事情等の違い等によって、スポーツの取組に差が生じない社会を実現し、機運を醸成。

- ◆ 住民誰もが気軽にスポーツに親しめる「場づくり」等の機会の提供
- ◆ 居住地域にかかわらず、全国のアスリートがスポーツ医・科学等の支援を受けられるよう地域機関の連携強化
- ◆ 本人が望まない理由でスポーツを途中で諦めることがない継続的なアクセスの確保

スポーツ庁第3期スポーツ基本計画「今後5年間に総合的かつ計画的に取り組む施策」

---

1. 多様な主体におけるスポーツの機会創出  
|

2. スポーツ界におけるDXの推進  
|

3. 国際競技力の向上  
|

4. スポーツの国際交流・協力  
|

5. スポーツによる健康増進  
|

6. スポーツの成長産業化  
|

7. スポーツによる地方創生、まちづくり  
|

8. スポーツを通じた共生社会の実現  
|

9. 担い手となるスポーツ団体のガバナンス改革・  
経営力強化  
|

10. スポーツの推進に不可欠な「ハード」  
「ソフト」「人材」  
|

11. スポーツを実施する者の安全・安心の確保  
|

12. スポーツ・インテグリティの確保  
|

## 第三章 施策の展開

### 1 基本方針1：生涯スポーツの推進

#### (1) スポーツへの多様な機会の創出

アンケート調査から、義務教育終了後の市民が本市スポーツ振興の施策として必要と考える項目に、スポーツ環境や施設の整備と並んで「スポーツ行事・大会・教室等の充実」「市民が参加できる各種スポーツ大会の開催」「プロスポーツや全国レベルの大会の開催を誘致する」といったイベント・大会・教室のニーズに関する項目が多く挙げられました(表9)。小学生・中学生においても「やったことがないスポーツが体験できるイベント」の他、「プロスポーツ選手から指導を受けられるイベント」「苦手な運動を教えてくれる教室」に対するニーズが高くなっています(表7・表8)。これらの結果から、本市とプロスポーツ団体等との連携協定を推進・活用し、市民のニーズに合ったイベント・大会・教室の検討を行うと同時に年間事業回数を増やすことにより、幅広い年齢層における活動機会を増加させる必要があると考えられます。

表9 市民が必要と考える市のスポーツ振興の施策(義務教育終了

問 今後、市のスポーツ振興の施策として必要と思われるものは何ですか。(あてはまるものすべてに○をつけてください)

カテゴリ	件数	割合
回答数合計	1,200	100.0
だれもが気軽にできるスポーツ施設を整備する	266	22.2
年齢にあったスポーツの開発・普及を進める	151	12.6
スポーツ行事・大会・教室等の充実	105	8.8
市民が参加できる各種スポーツ大会の開催	96	8.0
プロスポーツや全国レベルの大会の開催を誘致する	70	5.8
学校体育施設の開放を進める	61	5.1
障がい者スポーツのための施設を整備する	58	4.8
スポーツを通じた地域の活性化(スポーツツーリズムの推進)	58	4.8
地域のクラブやサークルなどを育成する	55	4.6
スポーツ合宿・キャンプの誘致・実施	51	4.3
スポーツ指導者を養成する	47	3.9
障がい者のためのスポーツ行事・大会・教室を充実させる	44	3.7
スポーツを通じた都市・国際交流を振興する	41	3.4
障がい者スポーツの指導者を確保・養成する	33	2.8
スポーツボランティアを支援する	21	1.8
特になし	19	1.6
その他	10	0.8
無回答	14	1.2

また、スポーツを「する」「見る」「支える」の3つの側面から考えるとプロスポーツや全国レベルの大会の開催誘致・実施やスポーツ合宿・キャンプの誘致・実施には「支える」側面を活性化させることから、それらを施策に盛り込むことにより「スポーツを通じた地域の活性化」や「スポーツを通じた都市・国際交流の振興」に繋がっていくことでしょう。

まとめとして、次に挙げる事業を実施することにより、スポーツ環境を充実させることとします。

- 基本方針3と連動し、新しい施設（屋内型温水プール等）を利用した年齢層ごとの市民向けイベントの開催・障がい者向けのイベントの開催
- 同じく、新しい施設（屋内型温水プール等）を利用した大会の誘致
- プロ選手や国際レベルの選手から指導を受けられる教室の実施

## （2） クラブ活動支援

年少人口が減少傾向にあるみらい平地区以外の学校においては、在籍する生徒数の減少とともに部活動在籍者の減少が生じています。このことから特に団体競技のクラブについては他校との合同部活動の検討も必要となるでしょう。合同部活動の概念は、多様な児童・生徒のニーズに対し指導者が不足するといった問題を解決する手段の一つにもつながります。そこで各校の実情を鑑みながら合理的で効率的な合同部活動の推進について検討していくこととします。

施設が整備された際には、体育授業での活用のみならず運動部の選択肢も増やすことができると予想されますが、教員の負担軽減及び指導者の充実が実現するよう検討していきます。スポーツ庁が既に開始している休日の部活動の段階的な地域移行に対しても、保護者やボランティアが担うには限界があることから、本市の総合型地域スポーツクラブであるスポーツクラブみらいやスポーツ協会等各団体の協力等も得ながら、運動部・文化部の如何に関わらず対応していくこととします。

## （3） 選手・指導者育成

本市がスポーツ振興を推進する上で、市民が誇りに思い応援したくなるような本市の選手を育成することも重要です。また部活動の地域移行を推進し、総合型地域スポーツクラブの活動を発展させていく上でも、より専門的な指導ができる指導者の育成が必要になります。指導者育成については（公財）茨城県スポーツ協会が（公財）日本スポーツ協会の有資格者を対象として講習会を主導・実施しています。そこで本市では選手を育成する上で従来から実施しているつくばみらい市スポーツ・文化振興奨励金の交付に加え、日本スポーツ協会公認指導者の基礎資格取得に関して情報提供や助言を行う等、指導者育成についても推進していくこととします。

## 2 基本方針2：スポーツによる健康保持増進

本市は、基本方針1で示された生涯スポーツの推進を通じ、また施設が整備された際にはそれを活用しながら市民の健康保持増進を推進することとします。幅広い年齢層に対し健康保持増進を推進する上では以下の要素を重視します。

- 生涯スポーツの推進
- 年少人口におけるスポーツ活動の推進
- 高齢者の健康づくりの推進
- 障がい者スポーツの推進

### (1) 生涯スポーツの推進

義務教育終了後の市民の2022年1月時点におけるスポーツ実施率(63.5%、[図1](#))を、第2次つくばみらい市総合計画(後期基本計画)期間終了時(2028年3月予定)に75%とすることを目指し、幅広い世代の市民が様々なスポーツに触れる機会を提供し、生涯スポーツの推進を図ります。

### (2) 年少人口におけるスポーツ活動の推進

厚生労働省によれば、子ども時代の運動経験は、成人期以降の体力レベルあるいは身体活動状況を左右する可能性が指摘されており、子どもたちが積極的に身体を動かすことのできる環境あるいは政策の支援がこれまで以上に必要とされています。運動不足により生活習慣病に罹患する子どもたちも増えているため、生活習慣病の予防を目的として、運動を習慣づけることも重要です。また運動・スポーツには自己表現やストレス発散といった心理的な効果も期待できます。

近年、若者のスポーツ離れが日本のみならず多くの国で問題になっています。東京2020オリンピック競技大会においては、若者に人気のあるスポーツが採用されました。その背景には、若者のスポーツ離れに対する問題意識が存在しています。スポーツも時代とともに進化が求められているため、従来の「体育」の概念から「楽しむスポーツ」、さらには「遊びの要素を取り入れたアクティビティ」をスポーツと捉えるものとして、アーバンスポーツに人気が出てきています。このアーバンスポーツの特徴としては、アスリートもファンも概して若いことが挙げられ、ファッションや音楽などの文化的要素も兼ね備えています(文部科学省より)。

そこで本市では、成人のみならず特に年少人口をターゲットとして、遊びを発展させた楽しく身体を動かすためのアーバンスポーツ施設を含めた環境整備を検討し、年少人口におけるスポーツ活動を推進します。



またスポーツクラブみらい等が実施している事業の活性化に加え、年間を通し活用できる屋内型温水プール等を活用し、学校教育に加えて、年少人口をターゲットとした楽しみながら基礎体力の向上に効果のある水中活動等を利用した教室を実施します。

### (3) 高齢者の健康づくりの推進

厚生労働省によれば、一人ひとりが健やかで心豊かに生活できる活力ある社会を実現し、社会保障制度を持続可能なものとするためには、平均寿命の伸びを上回る健康寿命の延伸、即ち、健康寿命と平均寿命との差を縮小することが重要であると言われていています。また健康な状態と要介護の状態の間をフレイルと言いますが、高齢者においてはフレイルを予防することが重要であると言われていています。そこで現在スポーツクラブみらいに実施していただいている「ウォーキング教室」等に加え、介護が必要な状態となることを予防するため、運動を習慣づけることにより、無理のない体力向上を目指せるよう事業を展開していくこととします。

### (4) 障がい者スポーツの推進

障がい者のスポーツイベントは茨城県スポーツ協会が主導で数多く実施されていますが、健康保持増進の上では継続的な身体活動・スポーツを実施することが重要です。そこで既存の市内スポーツ施設において、バリアフリー化が不十分な施設についてはスロープの設置、トイレや更衣室の改修などにより改善を図ることにより運動習慣をつけていただく足がかりとします。また新たに整備を検討する屋内型温水プールを含めた施設においては、障がい者が利用しやすい施設とするだけでなく、専門的な指導者による障がい者向けの水中運動教室を定期的を開催することとします。

### 3 基本方針3：スポーツ施設の充実

#### (1) スポーツ施設の整備

生涯スポーツの推進及びスポーツによる健康保持増進を推進するにあたり、本市が取り組むべき施設の整備については、幅広い年齢層の市民に利用いただく上で、学校体育の要素も考えていく必要があります。即ち、みらい平地区に新設される学校を除き、いずれ老朽化により使用できなくなるプールを有する小中学校の体育授業を今後どうするかを念頭におきながら、整備に向けて計画する必要があります。

高度成長期に整備されたプールの老朽化は、本市に限ったことではなく、今後水泳授業をどうするかという問題は全国的な問題であり、それに対し昨今では、公共プールを学校体育に有効活用している自治体の例もあります（茨城県守谷市、愛知県常滑市、福井県勝山市等）。

従って、幅広い年代層の市民の健康保持増進を図るとともに、様々なタイプの利用（授業、水中ウォーキング、泳ぎの初級者・中級者・上級者）がある程度同時に可能となるようなスペースを有し、入退水を含めた高齢者や障がい者の利用のしやすさ・運動のしやすさに十分配慮した屋内型温水プール等を検討していきます。

また、現在運動をしていない市民における最大の理由が「忙しくて時間がないから」（表2）であったことから、施設の整備にあたっては、移動することなく短時間で様々なことができる工夫をしていく必要があると考えられます。そこで、トレーニングジム・多目的ルーム等の併設、更衣室・シャワー室に加えてサウナ・スパ等の整備、屋上や周囲を緑化してウォーキングコースを併設する等により、一か所で様々な運動やレジャーを実施できるよう検討します。

#### (2) 新しいスポーツを体験する施設の整備

年少人口を主なターゲットとしてスポーツ環境を充実させ、スポーツによる健康保持増進を図る上では、アーバンスポーツ等の施設整備を検討する必要があります。アーバンスポーツパークについては、茨城県内の複数の自治体が既に整備を完了していますが、パークのタイプは様々で、例えばつくば市は自転車 BMX レーシング（オリンピック種目）のための施設、笠間市は同じくスケートボードのパーク（同）及びストリート（同）のための施設、境町は BMX フリースタイル（同）のみならずインラインスケート、スケートボード、スクーターが使用できるパークと多岐にわたっています。本市においては、専門家の意見を伺いながら県内周辺の自治体と重複しない、かつ年少人口が遊びや文化的要素を取り入れ、複数のスタイル（BMX、インラインスケート、スケートボード等）を通じて楽しみながら体を動かせるような施設の整備を検討していきます。

## 1 各主体の役割

本計画に位置付けた施策を着実に推進していくためには、市民等、地域、スポーツ団体、事業者及び市がスポーツ推進の重要性を認識し、互いに連携・協働しながら、自主的・主体的な取り組みを図っていかねばなりません。そのために、各主体が以下の通りそれぞれの役割と責務を果たしていくこととします。

### ■ 市の責務

スポーツの振興に関し、市の特性に応じた施策を実施します。市民等が参加しやすい環境を整備し、多世代及びスポーツ団体が交流する機会を支援します。

### ■ 市民等の役割

自主的かつ主体的な運動・スポーツ活動を通じて、自らの体力の向上及び健康保持増進に取り組むとともに、スポーツイベント・スポーツ大会等において積極的に参加するよう努めるものとします。

### ■ 地域の役割

スポーツ活動を通じて、運動習慣の向上、健康保持増進及び地域の活性化に努めるものとします。

### ■ スポーツ団体の役割

心身の健康の保持増進及び安全の確保に配慮しつつ、スポーツ活動の推進に主体的に取り組むとともに、スポーツ活動に対する市民等の関心及び理解を深め、市民等のスポーツ活動への参加を推進するよう努めるものとします。

### ■ 地域スポーツクラブの役割

幼児から高齢者までの多世代が気軽にスポーツを楽しめる「生涯スポーツ社会」をめざし、「誰でも」「いつでも」「いつまでも」スポーツを親しむことができる、「新しいコミュニケーションづくりの場」を提供し、スポーツ活動の推進と生涯スポーツ社会の創出に貢献することに努めるものとします。

## 2 進行管理

施策の進行管理にあたっては、計画 (Plan)、実行 (Do)、評価 (Check)、改善 (Act) の PDCA サイクルにより適切に行い、毎年「つくばみらい市スポーツ推進審議会」において取り組みの進捗状況を確認します。また、市民のニーズなどの変化等を考慮し、必要に応じて見直しを行い、本計画の最終年度（次期計画の見直し時）には、示した方針がどのような状況となっているか定性分析することにより、評価とその検証を行います。



## 参考資料

### 1 法令、計画等

#### (1) スポーツ基本法（抜粋）

平成二十三年法律第七十八号

○スポーツ基本法

スポーツは、世界共通の人類の文化である。

スポーツは、心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵かん養等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動であり、今日、国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠のものとなっている。スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利であり、全ての国民がその自発性の下に、各々の関心、適性等に応じて、安全かつ公正な環境の下で日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、又はスポーツを支える活動に参画することのできる機会が確保されなければならない。

スポーツは、次代を担う青少年の体力を向上させるとともに、他者を尊重しこれと協同する精神、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培い、実践的な思考力や判断力を育む等人格の形成に大きな影響を及ぼすものである。

また、スポーツは、人と人との交流及び地域と地域との交流を促進し、地域の一体感や活力を醸成するものであり、人間関係の希薄化等の問題を抱える地域社会の再生に寄与するものである。さらに、スポーツは、心身の健康の保持増進にも重要な役割を果たすものであり、健康で活力に満ちた長寿社会の実現に不可欠である。

スポーツ選手の不断の努力は、人間の可能性の極限を追求する有意義な営みであり、こうした努力に基づく国際競技大会における日本人選手の活躍は、国民に誇りと喜び、夢と感動を与え、国民のスポーツへの関心を高めるものである。これらを通じて、スポーツは、我が国社会に活力を生み出し、国民経済の発展に広く寄与するものである。また、スポーツの国際的な交流や貢献が、国際相互理解を促進し、国際平和に大きく貢献するなど、スポーツは、我が国の国際的地位の向上にも極めて重要な役割を果たすものである。

そして、地域におけるスポーツを推進する中から優れたスポーツ選手が生まれ、そのスポーツ選手が地域におけるスポーツの推進に寄与することは、スポーツに係る多様な主体の連携と協働による我が国のスポーツの発展を支える好循環をもたらすものである。

このような国民生活における多面にわたるスポーツの果たす役割の重要性に鑑み、スポーツ立国を実現することは、二十一世紀の我が国の発展のために不可欠な重要課題である。

ここに、スポーツ立国の実現を目指し、国家戦略として、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

#### 第一章 総則

##### (目的)

第一条 この法律は、スポーツに関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務並びにスポーツ団体の努力等を明らかにするとともに、スポーツに関する施策の基本となる事項を定めることにより、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民の心身の健全な発達、明るく豊かな国民生活の形成、活力ある社会の実現及び国際社会の調和ある発展に寄与することを目的とする。

##### (基本理念)

第二条 スポーツは、これを通じて幸福で豊かな生活を営むことが人々の権利であることに鑑み、国民が生涯にわたりあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的かつ自律的にその適性及び健康状態に応じて行うことができるようにすることを旨として、推進されなければならない。

2 スポーツは、とりわけ心身の成長の過程にある青少年のスポーツが、体力を向上させ、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培う等人格の形成に大きな影響を及ぼすものであり、国民の生涯にわたる健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育む基礎となるものであるとの認識の下に、学校、スポーツ団体（スポーツの振興のための事業を行うことを主たる目的とする団体をいう。以下同じ。）、家庭及び地域における活動の相互の連携を図りながら推進されなければならない。

3 スポーツは、人々がその居住する地域において、主体的に協働することにより身近に親しむことができるようにするとともに、これを通じて、当該地域における全ての世代の人々の交流が促進され、かつ、地域間の交流の基盤が形成されるものとなるよう推進されなければならない。

4 スポーツは、スポーツを行う者の心身の健康の保持増進及び安全の確保が図られるよう推進されなければならない。

5 スポーツは、障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程度に応じた必要な配慮をしつつ推進されなければならない。

委員は、改正後のスポーツ基本法第三十二条第一項の規定により委嘱されたスポーツ推進委員とみなす。

6 スポーツは、我が国のスポーツ選手（プロスポーツの選手を含む。以下同じ。）が国際競技大会（オリンピック競技大会、パラリンピック競技大会その他の国際的な規模のスポーツの競技会をいう。以下同じ。）又は全国的な規模のスポーツの競技会において優秀な成績を収めることができるよう、スポーツに関する競技水準（以下「競技水準」という。）の向上に資する

諸施策相互の有機的な連携を図りつつ、効果的に推進されなければならない。

7 スポーツは、スポーツに係る国際的な交流及び貢献を推進することにより、国際相互理解の増進及び国際平和に寄与するものとなるよう推進されなければならない。

8 スポーツは、スポーツを行う者に対し、不当に差別的取扱いをせず、また、スポーツに関するあらゆる活動を公正かつ適切に実施することを旨として、ドーピングの防止の重要性に対する国民の認識を深めるなど、スポーツに対する国民の幅広い理解及び支援が得られるよう推進されなければならない。

#### (国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）のっとり、スポーツに関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

#### (地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念ののっとり、スポーツに関する施策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

#### (スポーツ団体の努力)

第五条 スポーツ団体は、スポーツの普及及び競技水準の向上に果たすべき重要な役割に鑑み、基本理念ののっとり、スポーツを行う者の権利利益の保護、心身の健康の保持増進及び安全の確保に配慮しつつ、スポーツの推進に主体的に取り組むよう努めるものとする。

2 スポーツ団体は、スポーツの振興のための事業を適正に行うため、その運営の透明性の確保を図るとともに、その事業活動に関し自らが遵守すべき基準を作成するよう努めるものとする。

3 スポーツ団体は、スポーツに関する紛争について、迅速かつ適正な解決に努めるものとする。

#### (国民の参加及び支援の促進)

第六条 国、地方公共団体及びスポーツ団体は、国民が健やかで明るく豊かな生活を享受することができるよう、スポーツに対する国民の関心と理解を深め、スポーツへの国民の参加及び支援を促進するよう努めなければならない。

#### (関係者相互の連携及び協働)

第七条 国、独立行政法人、地方公共団体、学校、スポーツ団体及び民間事業者その他の関係者は、基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない。

#### (法制上の措置等)

第八条 政府は、スポーツに関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

## 第二章 スポーツ基本計画等

#### (スポーツ基本計画)

第九条 文部科学大臣は、スポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、スポーツの推進に関する基本的な計画（以下「スポーツ基本計画」という。）を定めなければならない。

2 文部科学大臣は、スポーツ基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条に規定する機関をいう。以下同じ。）で政令で定めるものの意見を聴かなければならない。

3 文部科学大臣は、スポーツ基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の施策に係る事項について、第三十条に規定するスポーツ推進会議において連絡調整を図るものとする。

#### (地方スポーツ推進計画)

第十条 都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長がスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（以下「特定地方公共団体」という。）にあっては、その長）は、スポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画（以下「地方スポーツ推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 特定地方公共団体の長が地方スポーツ推進計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない

#### (スポーツ推進会議)

第三十条 政府は、スポーツに関する施策の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、スポーツ推進会議を設け、文部科学省及び厚生労働省、経済産業省、国土交通省その他の関係行政機関相互の連絡調整を行うものとする。

(都道府県及び市町村のスポーツ推進審議会等)

第三十一条 都道府県及び市町村に、地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関（以下「スポーツ推進審議会等」という。）を置くことができる。

## (2) つくばみらい市スポーツ推進審議会条例

○つくばみらい市スポーツ推進審議会条例

平成 18 年 3 月 27 日

条例第 121 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、スポーツ基本法(平成 23 年法律第 78 号)第 31 条の規定に基づき、スポーツ振興審議会の設置、委員の定数、任期その他スポーツ推進審議会に関し必要な事項を定めるものとする。

(平 23 条例 23・一部改正)

(設置)

第 2 条 つくばみらい市につくばみらい市スポーツ推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(平 23 条例 23・一部改正)

(組織)

第 3 条 審議会の委員は、教育委員会が委嘱する委員 6 人以内をもって組織する。

(平 23 条例 23・一部改正)

(任期)

第 4 条 審議会の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 審議会の委員は、再任されることができる。

(報酬及び費用弁償)

第 5 条 委員の報酬及び費用弁償については、つくばみらい市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(平成 18 年つくばみらい市条例第 29 号)の定めるところによる。

(委任)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附則

この条例は、平成 18 年 3 月 27 日から施行する。

附則(平成 23 年条例第 23 号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現につくばみらい市スポーツ振興審議会の委員である者は、この条例による改正後のつくばみらい市スポーツ推進審議会条例第 3 条の規定により委嘱されたつくばみらい市スポーツ推進審議会の委員とみなす。

### (3) つくばみらい市スポーツ推進審議会規則

○つくばみらい市スポーツ推進審議会規則

平成 18 年 3 月 27 日  
教育委員会規則第 27 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、つくばみらい市スポーツ推進審議会条例(平成 18 年つくばみらい市条例第 121 号)第 6 条の規定に基づき、つくばみらい市スポーツ推進審議会(以下「審議会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(平 23 教委規則 3・一部改正)

(任務)

第 2 条 審議会は、つくばみらい市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の諮問に応じて、スポーツの推進に関する次の各号に掲げる事項について、調査審議し、及びこれらの事項に関して教育委員会に建議する。

- (1) スポーツ基本法(平成 23 年法律第 78 号。以下「法」という。)第 10 条第 1 項に規定する地方スポーツ推進計画に関すること。
- (2) 法第 35 条の規定により補助金の交付について意見を述べること。
- (3) スポーツの施設及び設備の整備に関すること。
- (4) スポーツの指導者の養成及びその資質の向上に関すること。
- (5) スポーツの事業の実施及び奨励に関すること。
- (6) スポーツ関係団体の育成に関すること。
- (7) スポーツの技術水準の向上に関すること。
- (8) スポーツによる事故の防止に関すること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、スポーツの推進に関すること。

(平 23 教委規則 3・一部改正)

(委員長及び副委員長)

第 3 条 審議会に委員長 1 人及び副委員長 2 人を置く。

2 委員長及び副委員長は、審議会の委員(以下「委員」という。)の互選によってこれを定める。

3 委員長は、審議会を代表し、議事その他の会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

5 委員長及び副委員長の任期は、1 年とする。

(会議)

第 4 条 審議会の会議は、委員長が招集する。

第 5 条 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

2 審議会の議決は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(事務処理)

第 6 条 審議会の事務は、教育委員会事務局生涯学習課において処理する。

(補則)

第 7 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、教育長が定める。

附則

この規則は、平成 18 年 3 月 27 日から施行する。

附則(平成 23 年教委規則第 3 号)

この規則は、公布の日から施行する。



(4) 第2次つくばみらい市総合計画（後期基本計画）施策16

# 施策16 スポーツ・レクリエーション活動の充実

主管課 教育委員会 生涯学習課

## 目指す姿

様々なスポーツ・レクリエーションの機会が提供される、健康で活力にあふれた市民生活を実現するまちを目指します。

## 目標指標

No	指標名	現状値 (2021)	目標値 (2027)
1	スポーツ施設利用者数(年)	90,030人	100,000人
2	スポーツ協会会員数	1,528人	1,600人
3	スポーツイベント・教室開催数(年)	2回	25回

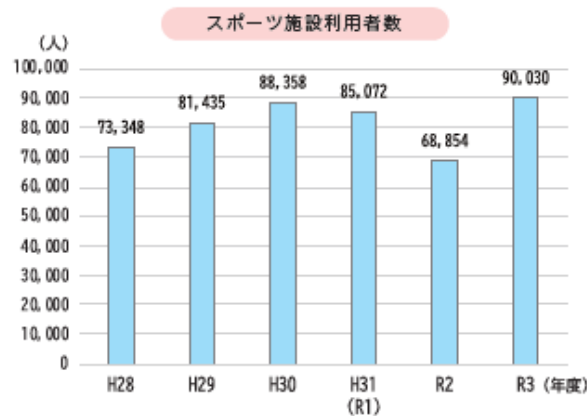
## 現状と課題

少子高齢化や新型コロナウイルス感染症の感染拡大に起因する生活様式の変化などにより、スポーツの果たす役割は、健康増進や体力向上だけでなく、地域コミュニティ\*の活性化など、健康で活力に満ちた地域社会を形成する上で欠かせないものになっています。

その一方でスポーツ活動実施率\*では、高齢者は高い水準にあるものの、働き盛り世代や子育て世代では、仕事や家事が忙しいなどの理由から低くなっています。

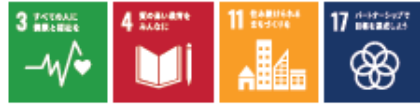
市民のスポーツ活動実施率\*を向上させるために重要な役割を担う、地域スポーツの拠点となる総合型地域スポーツクラブ\*は、順調に活動を進めています。より公共性を持たせるため法人化を検討する必要があります。

また、市内のスポーツ施設は建築から40年以上が経過し、老朽化した施設が多いため、計画的な修繕やメンテナンスが必要であり、子ども、高齢者、障がい者を含め、誰もが安全にスポーツを楽しむことができるような利用しやすい施設環境の整備も必要となっています。



## キーワード

総合型地域スポーツクラブ\* 総合運動公園 みらいマラソン\*  
スポーツフェスティバル 生涯スポーツ



関連計画 教育振興基本計画

## 取組方針

### 施設の長寿命化及び整備

指定管理者\*による専門的なメンテナンスと計画的な修繕により施設の長寿命化を図るとともに、様々な資金調達の方法を検討・活用し、安全で円滑に使用できる施設環境を整備します。

### スポーツに親しむ機会の提供

みらいマラソン\*、スポーツフェスティバル、スポーツ教室などを通じて、市民のスポーツへの関心・興味を高めるとともに、スポーツ活動の場や機会を提供します。

### 総合型地域スポーツクラブ事業の推進

幼児から高齢者まで気軽にスポーツを楽しめる「生涯スポーツ社会」を目指し、「誰でも」「いつでも」「いつまでも」スポーツに親しむことができる場として、総合型地域スポーツクラブ\*の充実を図ります。また、活動が更に継続・発展できるよう、地域の実情やニーズにあったクラブのあり方について指導・助言を行います。

### スポーツ関係団体の育成

指導者の育成促進や団体活動のPR支援などにより、団体活動の活性化を図るとともに、スポーツも多種・多様化しており、新しい情報の提供や新規団体設立への助言・支援などを行います。



みらいマラソン

## わたしたち市民にできること

- 家族や友人と様々なスポーツを楽しみます。
- ウォーキングなど適度な運動を習慣にします。
- イベントや教室などに参加し、新たな仲間を増やしていきます。
- スポーツ施設や備品は、マナーを守って利用します。



## (5) つくばみらい市教育振興基本計画（後期基本計画）

### 3 学校や地域におけるスポーツ活動の充実

#### ●取組方針

- ① スポーツ基本法に基づき、スポーツは健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育む基礎となるものであるとの認識のもと、学校・スポーツ団体・家庭及び地域における活動の相互の連携を図りながらスポーツ活動を推進します。

#### ●具体的施策の内容

##### ①子どもの体力増進とスポーツ活動の充実

子どものスポーツ機会の拡充を目指し、体育・保健体育の授業、運動部活動等の学校体育に関する活動や地域スポーツを通して、すべての子どもがスポーツの楽しさや意義・価値を実感できる環境の整備を図ります。

学校体育においては、地域の指導者の導入など指導体制の充実に努めるとともに、土曜・日曜の部活動を地域に移行するなど取組を検討します。

地域においては、子どものスポーツ活動への参加を契機として、スポーツ機会の提供拡大に努めます。

また、運動が好きになるきっかけとしての野外活動やスポーツ・レクリエーション活動を推進します。

さらに、スポーツ活動に携わる学校、団体、指導者、ボランティアの連携・協力体制の強化を図ることで、子どもが多種多様なスポーツの機会を得られるよう取り組みます。

### 4 生涯スポーツの推進

#### ●取組方針

- ① 市民の健康の維持・増進を図るため、スポーツ活動の場や機会の充実に努めるとともに、スポーツを楽しむことのできる環境整備を目指します。
- ② 安全で利用しやすい施設環境づくりを目指します。

#### ●具体的施策の内容

##### ①-1 市民のスポーツ活動・競技スポーツの支援

つくばみらい市スポーツフェスティバルなどの本市ならではのスポーツイベントを通して、スポーツへの興味・関心を高めるとともに、スポーツ活動の場や機会の提供を図ります。

また、スポーツイベントの開催を通じた、地域スポーツの推進や、生涯スポーツの充実を目的として、トップスポーツと地域におけるスポーツとの連携・協働の推進を図ります。

##### ①-2 市民のスポーツ活動の促進と指導者の育成

スポーツを「する人」だけでなく、スポーツを「みる人」、指導者やボランティアといった「支える人」にも着目し、すべての人が生涯にわたってスポーツに親しむことのできる環境の整備と充実を図ります。

スポーツ・レクリエーション活動を支援する幅広い知識と専門指導技術を備えた人材の発掘・育成に努めます。

##### ②市民の体力づくり・健康づくりの促進

幼児から高齢者まで気軽にスポーツを楽しめる「生涯スポーツ社会」を目指し、「誰でも」「いつでも」「いつまでも」スポーツに親しむことができる場として、総合型地域スポーツクラブの充実を図ります。また、活動がさらに継続・発展できるよう、地域の実情やニーズにあったクラブの在り方について指導・助言を行ないます。

誰もが安全にスポーツを楽しむことができるよう、ユニバーサルデザイン※に配慮した安全で利用しやすい施設環境づくりを行います。

また、施設の効率的な管理と魅力的な事業展開により施設の利用促進を図ります。

※トップスポーツと地域におけるスポーツ：スポーツを人々にとって身近なものとするためには、トップアスリートなどの優秀な技術や経験を地域スポーツに有効に活用し、地域スポーツとトップスポーツの好循環を推進すること（「地域スポーツとトップスポーツの好循環推進プロジェクト事業（文部科学省）」より）。

※ユニバーサルデザイン：障がいの有無に係わらず、すべての人にとって使いやすいよう意図して作られた製品・情報・環境のデザインのこと。

## 2 本市のスポーツ関連施設

- 総合運動公園（小張 1 7 7 0）
  - 体育館
  - 野球場
  - テニスコート
  - ゲートボール場
  - 多目的広場野球場
  - 多目的広場サッカー場
  - 多目的広場ターゲットバードゴルフ場
  - 青少年研修道場
- 城山運動公園野球場（田村 6 6 - 1）
- 古川テニスコート（古川 1 0 2 7）
- 絹の台桜公園テニスコート（絹の台 3 - 2）
- きらくやまふれあいの丘テニスコート（神生 5 3 0）
- 谷和原武道館（古川 9 5 3 - 1）



## つくばみらい市スポーツ基本計画

発行 令和 6年 3月

発行者 つくばみらい市

編集 つくばみらい市 教育委員会

〒300-2395 茨城県つくばみらい市福田 195( 教育委員会庁舎)

TEL 0297-58-2111( 代表) FAX 0297-58-5611

<http://www.city.tsukubamirai.lg.jp>